

日本年金機構の平成27年度計画の策定スケジュール

1月23日 第7回年金事業管理部会において、平成27年度計画の
骨子（案）について審議

2月末 平成27年度計画の認可申請（※）

3月末 平成27年度計画の認可

※ 参考条文

日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）（抄）

（年度計画）

第三十五条

機構は、毎事業年度、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業年度における同条第二項各号に掲げる事項についての業務運営に関する計画を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（財務大臣との協議）

第五十三条

厚生労働大臣は、次に掲げる場合には、財務大臣に協議しなければならない。

二 第三十四条第一項、第三十五条、第四十三条第一項若しくは第二項又は第四十五条の規定による認可をしようとするとき。

日本年金機構の業務運営に関する省令

（平成二十一年厚生労働省令第百六十五号）（抄）

（年度計画の記載事項等）

第六条

2 機構は、法第三十五条の規定により年度計画の認可を受けようとするときは、当該年度計画に係る事業年度開始の日の三十日前までに（機構の最初の事業年度の年度計画については、その成立後最初の中期計画について法第三十四条の認可を受けた後遅滞なく）、当該年度計画を記載した申請書を厚生労働大臣に提出しなければならない。